

～安全互助会のあらし～

<会員資格の有効期間及び募集期間>

会員資格の有効期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年度間となります。

なお、会員の資格発生は、会費を納入した時（郵便振込手続終了時）からとなります。ただし、本年の3月中に会費を納入した会員は平成25年4月1日から、平成26年3月31日までの1年間が有効期間となります。（注・募集は年間をとおして行っています。申込みは3月1日からできます。）

<会費・平成25年度間>

スポーツ活動は700円・文化活動は500円

<事故に遭われた場合の手続は>

事故報告書（右の様式）を互助会事務局へ送ると、見舞金申請手続の書類一式が送られます。事故報告書は遅滞なく（事故発生日から10日以内）提出してください。

<給付の制限>

個人の家など私的な場所は、見舞金給付対象外となります。ただし、公民館・文化・スポーツ活動を目的とした宿泊施設（民間のホテル）等での事故や交通事故（過失割合）等については審査会において審査して見舞金金額（制限された金額）が決定され、給付されます。

（注・詳細は給付に関する細則をご参照ください。）

<個人情報の取扱>

個人情報の保護に関する法律を遵守し、名簿および給付申請書等は、他に使用したり流出したりすることはありません。

<インターネット関係のお知らせ>

インターネットによる名簿の受付は、現在検討中です。ホームページにつきましては、過去にサイバー攻撃（妨害行為）を受けて支障が出ているために現在休止中です。

～よくある質問へのお答え～

<会員は、グループ・サークル等を単位として、適用を受けたい活動種目ごとに代表者名で一括加入する>

「1つの会で入っていれば全ての活動が有効となる」と平成19年度以前の制度を誤解されている方がおります。安全互助会の健全経営・責任経営を維持するために規程第2条3項のとおり運営しておりますのでご理解ください。なお、平成25年度からは複数サークル加入者にはゴールドカードを謹呈し、見舞金申請（給付）時に配慮させていただく特典があります。

<見舞金給付対象は、公民館以外の公共施設も公民館と同じになります>

規程第2条では「本会の会員は、埼玉県内の公民館等を拠点に活動しているスポーツ・レクリエーションや学習文化・ボランティア活動を行うグループ・サークル等の加入者及び・・・で本会の事業に賛同する個人」となっております。見舞金給付対象は、コミュニティセンター、学校等の公共施設も含まれます。

<行き帰りの交通事故や自損事故も給付対象になります>

見舞金給付に関する細則第3条（2）において、「公民館（公共施設を含む）施設及び野外における自損事故又は、公民館等への行き帰り途中の交通事故及び自損事故の場合」の場合には、審査会において審査し見舞金額を決定し給付するように細則の改正を行っております。

*** 加入申込方法は別添お知らせ版をご参照ください。***

事故等の報告書

平成 年 月 日

下記のとおり報告いたします。

【被災者】

1 活動公民館名 市 町 村 公民館

2 グループ名 _____

3 氏名 _____ 年齢 歳 男・女

【事故の概要】

1 種 別 [該当に○印]

(1) 公民館事業 (主催中・教育委員会と他団体との共催中)

(2) 公民館活動ほか

(公民館内で活動中・公民館外や他の施設で活動中・行き帰り途中の事故・交通事故・その他)

2 事故日 平成 年 月 日

3 事故現場

(1) 事故の場所 _____

(2) 所在地 _____

4 事故の原因と状況 _____

切り取って葉書に添付（封筒に入れる）してお送りください。